

京丹後市長期継続契約とする契約を定める条例

平成17年6月27日

条例第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり定める。

- (1) 電子計算機その他の事務用機器(これに付随して使用するものを含む。)の借入れに関する契約
- (2) 庁舎(これに付随する機械設備等を含む。)の保守管理業務の委託に関する契約
- (3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる契約であって規則で定めるもの
 - ア 機器等の借入れに関する契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの
 - イ 役務の提供を受ける契約で、年間を通じて当該役務の提供を受けるもの

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。